



Q1 「徳島県地域福祉支援計画」ってどんな計画？

この計画は、社会福祉法第108条に規定されている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するもので、本県における地域福祉推進の基本的な考え方や、広域的な視点で取組む施策の方向性を定め、市町村が策定する地域福祉計画の推進を支援するとともに、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」、「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」等、本県における個別の福祉計画と連携することにより、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

計画の素案では、基本目標とともに5つの重点課題を設定し、これらの課題を解決するための主要施策として、具体的な施策や取組を示しております。

別添資料をご一読いただき、今回の計画改定の内容について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項等について、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。